

令和5年3月28日

保護者各位

福島県立原町高等学校長

新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等  
について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動に御支援・御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について、県教育長から通知がありました。

については、令和5年4月1日以降の学校教育活動に当たって、生徒や教職員のマスクの着用を求めないことが基本とされます。下記のとおり、マスク着用が推奨される場面を踏まえることや、換気などの感染症対策をとることにより、感染拡大防止に努めます。

また、マスクの着脱について強制せず、着用の有無に係る差別・偏見が起きないように学校でも指導いたしますが、御家庭におかれましても御指導願います。

なお、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.4.1 Ver.9）」を踏まえた県立学校対応マニュアルの改定等及び令和5年5月8日以降の感染法上の位置付けの変更に伴う対応については、改めてお知らせします。（現時点では、新型コロナウイルス感染症に係る出席停止や濃厚接触者の取扱いについては、変更がないことに御留意ください。）

記

1 マスク着用の考え方の見直しについて

(1) 基本的な考え方

- ① 生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とする。ただし、登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、生徒及び教職員についても、着用を推奨する。
- ② 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにする。生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行う。
- ③ 学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、気候上可能な場合は2方向の窓を開けて常時換気を行うなど、一定の感染症対策を講じる（部活動等において同様の活動を実施する場合も同様）。

- ④ 新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は生徒に着用を促すことも考えられるが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることのないようにする。また、咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう生徒に指導する。

## (2) 入学式等の実施に当たっての留意事項

- ① 今後、実施が予定されている入学式等の儀式的行事においても、(1)で述べたように、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- ② 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時などには、体の中心から前方1 m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保する。
- ③ 来賓や保護者等については、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、感染対策上での来賓や保護者等の参加人数の制限は行わない。保護者が参加する体育的行事や文化的行事についても同様に、保護者等の参加人数の制限は必要としない。
- ④ 儀式的行事や体育的行事、文化的行事等の学校行事については、感染対策上での実施内容の精選や時間の短縮を行う必要はないこととする。

## 2 効果的な換気の実施について

- ① 基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人の距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行が求められていることから、学校においても、引き続き、効果的な換気を実施する。
- ② 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレーターや空気清浄機等、換気のための補完的な措置を講じ、可能な限り十分な換気を確保する。

## 3 食事をとる場面における対策について

- ① 食事をとる場面においては、引き続き、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、飛沫を飛ばさないように注意することとする。
- ② 適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の生徒の間に一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じることとする。